

盛岡市立幼稚園の保育料の改定について

平成29年8月24日
教 育 委 員 会

1 趣旨

盛岡市立幼稚園の保育料は、市内の私立幼稚園の保育料より著しく低額となっていることから、適正化を図るため、保育料を改定しようとするものである。

2 改定する理由

- (1) 市内の私立幼稚園の平均保育料は、月額約20,000円であるが、市立幼稚園の保育料は、月額5,900円であり、著しく低額であることから、見直す必要がある。
- (2) 平成25年度包括外部監査において、保育料及び入園料について、「受益者負担の適正化及び私立幼稚園との格差是正の観点から定期的な見直しが必要である。」と指摘されている。
- (3) 平成27年4月にスタートした「子ども・子育て新制度」においては、市町村ごとに受けられる保育・教育等子育て支援に対する保護者（利用者）負担の方式（応能負担）が示されていることから、現行の市立幼稚園の保育料（定額）を見直す必要がある。

3 改定の内容

(1) 保育料

【現 行】 月額 5,900円

【改定後】 無料から月額19,000円までの範囲で、所得に応じた額とする。（保育料の算定に当たっては、「子ども・子育て新制度」に移行した私立幼稚園に適用される別表1を適用する。）

(2) 入園料

幼稚園の入園料の取扱いについて、国が「新制度では、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収していくことが基本となる。」と示していることから、入園料（3,800円）は、廃止する。

(3) 保育料の算定期

【現 行】 年度の定額料金

【改定後】 毎年度9月に保育料を改定する。4～8月分は前年度の市民税額を基に、9～3月は当年度の市民税額を基に算定する。

4 改定時期 平成30年4月1日

5 経過措置

- (1) 改定後の保育料は、平成27年4月2日以後に生まれた園児（平成30年4月1日以後に3歳になる園児）に適用する。（別表2参照）
- (2) 平成27年4月1日以前に生まれた在園児及び入園児は、改定前の保育料等（現行の保育料と入園料）を適用する。（別表2参照）
- (3) 改定による激変緩和措置として、(1)の園児については、平成30年度及び31年度は段階的に引き上げた額の保育料を適用し、平成32年度からは、別表1の保育料を適用する。

6 今後のスケジュール

- ・平成29年9月 9月市議会定例会に条例議案を提出
- ・ 10月 在園児保護者説明会
- ・ 11月 平成30年度入園児募集開始
- ・平成30年4月 改正条例・規則施行

<参考>

盛岡市立幼稚園の現状

- (1) 市立幼稚園数 4園 (太田, 米内, つなぎ, 好摩)
- (2) 在園児数 (H29年4月現在) 83人 (平成28年度より9人減)

内訳 (定員)	太田 (55)	米内 (70)	つなぎ (35)	好摩 (70)
3歳児	8	5	1	11
4歳児	9	2	4	10
5歳児	12	9	0	12
計	29	16	5	33

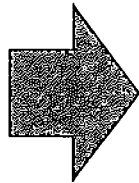
- (3) 保育料 月額 5,900円 (平成13年度に改定。好摩幼稚園は、玉山村合併後緩和措置を経て平成20年度に同水準となる。)
- (4) 入園料 3,800円 (同)

盛岡市立幼稚園保育料(利用者負担額)(案)

別表 1

■現行の市立幼稚園保育料(月額)

一律	5,900
ただし、所得、多子に応じた減免制度あり。	



■改定後市立幼稚園保育料(利用者負担額)(月額)

盛岡市保育・保育施設1号認定利用者負担額表を準用(427.4から盛岡市内で新制度に移行した私立幼稚園に適用)			(参考) 国基準額		
階	層	区	分	階層区分	利用者負担額
A	生活保護法による保護世帯(単独世帯を含む。)及び中長期滞在外等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	①生活保護世帯	0
B0		非課税世帯 (母子・父子・障がい者世帯等)	0	②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	3,000
B	A階層及びD0階層からD14階層までを除き、4～8月分については前年度分、9～3月については当年度分の市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	非課税世帯 (B0階層を除く)	0		
C0		均等割のみの世帯 (母子・父子・障がい者世帯等)	0		
C		均等割のみの世帯 (C0階層を除く)	0		
D0		48,600円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	1,000	③所得割課税額 77,100円以下	14,100
D1		48,600円未満 (D0階層を除く)	5,500		
D20		48,600円以上 54,600円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	2,000		
D2		48,600円以上 54,600円未満 (D20階層を除く)	9,000		
D30		54,600円以上 57,700円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	3,000		
D3		54,600円以上 57,700円未満 (D30階層を除く)	12,000		
D40		57,700円以上 59,400円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	3,000		
D4		57,700円以上 59,400円未満 (D40階層を除く)	12,000		
D50		59,400円以上 77,101円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	3,000		
D5	A階層、B0階層、B階層、C0階層及びC階層を除き、4～8月分については前年度分、9～3月については当年度分の市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	59,400円以上 77,101円未満 (D50階層を除く)	13,000		
D6		77,101円以上 78,600円未満	13,000		
D7		78,600円以上 97,000円未満	14,000		
D8		97,000円以上 115,000円未満	15,000		
D9		115,000円以上 133,000円未満	17,000		
D10		133,000円以上 169,000円未満	18,000		
D11		169,000円以上 268,000円未満	18,500		
D12		268,000円以上 301,000円未満	19,000		
D13		301,000円以上 397,000円未満	19,000		
D14		397,000円以上	19,000	③所得割課税額 211,201円以上	25,700

小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育施設等を利用している場合(※)、利用者負担の額が2人目の子どもにあっては半額、3人目以降は無料

※小学校に在学、保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園・情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は家庭的保育事業等・児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合

幼稚園年齢早見表

	H29	H30	H31	H32	出生日
区分	年長(5歳児)				H23.4.2~H24.4.1
	年中(4歳児)	年長(5歳児)			H24.4.2~H25.4.1
	年少(3歳児)	年中(4歳児)	年長(5歳児)		H25.4.2~H26.4.1
	満3歳児	年少(3歳児)	年中(4歳児)	年長(5歳児)	H26.4.2~H27.4.1
		満3歳児	年少(3歳児)	年中(4歳児)	H27.4.2~H28.4.1
			満3歳児	年少(3歳児)	H28.4.2~H29.4.1
				満3歳児	H29.4.2~H30.4.2

- * 平成27年4月1日以前に生まれた在園児及び入園児は、改定前(現行)保育料及び入園料を適用。
- * 平成27年4月2日以後に生まれた入園児(平成30年4月1日以後に3歳になる園児)に改正保育料を適用。